

3 教育相談

[提言]

- (1) 子どもが安心して相談できるよう、子ども向けの広報の充実に努めるとともに、アクセスしやすい相談のあり方を工夫すること。
- (2) 相談員は、専門分野等において多様な構成による人材を確保すること。
- (3) 他の相談・救済機関やフリースクールなど子どもを支援する民間団体等との相互理解を深め、相談を子どもの権利に即して適切につなげられるように実質的な連携を図ること。特に不登校の子どもについては、子どもの意見を尊重しながら子どもの最善の利益を考慮して、連携先や進路を関係者とともに模索すること。また、子どもの人権侵害事案については、人権オンブズパーソンとの連携を視野に入れて対応すること。

[現状と成果]

- 「学校に行けない」「集団になじみにくい」「子育てのこと」「発達に遅れがあるのでは」等、教育に関する相談を行っている。電話相談は、子ども用（9：00～16：30月～金）保護者（一般）用（2回線・・・9：00～16：30月～金および9：00～18：00 毎日）幼児教育センター（9：00～16：30 月～金）がある。平成19年1月15日より緊急を要する相談にも即応するため年末年始を除く24時間体制の回線も用意し相談活動を行っている。来所面談相談は市内2か所（塚越、溝口）で実施している。来所相談は継続が多く、例年450件程度である。

他に、不登校家庭訪問相談があり3名の相談員が家庭に訪問して相談を行っている。本人の希望、保護者の承諾のもとメンタルフレンド（1）が同行することもある。

また、不登校の小・中学生の活動場所としては、市内4か所にゆうゆう広場（適応指導教室）を設置しており、それぞれ5名の教育相談員、専任のカウンセラーが配置されている。さらに、メンタルフレンドが配置され、通級している子どもの活動の援助を行っている。

- SOSカードに情報を記載し、学校を通して全児童・生徒に配布している。また、川崎市人権尊重教育推進会議から発行されるカードにも情報を記載している。電話相談カードについては障がいのある子どもへの対応として活字を大きくしたものを配布している。パンフレットやチラシは学校へ送付し、学校から保護者へ配布している。ホームページを作成し、ひらがなでの表記もしている。

多方面からの要請も踏まえ平成21年8月13日から不登校、いじめに悩む児童生徒お

-
- (1) 不登校や家に引きこもりがちな子どもと話をしたり遊んだりするおにいさん・おねえさんの存在。大学または大学院で心理学を学んでいるか教職課程履修の学生（卒業、修了者含む）で、指導者の推薦があり、一年以上定期的に訪問相談ができるボランティアのこと。

よびその保護者を対象としてメール相談を開始した。

- 相談は、子どもの意見を尊重しながら、問題点を整理し、解決策についてともに考えている。

相談を受ける職員は、管理職経験者もしくは臨床心理士の資格を有している。24時間電話相談は、日中(9:00~18:00)は教育相談員、夜間(18:00~9:00)は臨床心理士(NPO法人に委託)が対応し、翌朝相談状況の報告を行っている。

- 県警、民間団体、県教育委員会等とのネットワークを構築しており、相談内容によってそれぞれの機関と連携を図っている。成果として、年3回の不登校対策連絡協議会で、参加している機関・施設の特徴をお互いに理解ができた。また例えば、医学的治療が必要な相談者には医療機関を、福祉的要因を抱える相談者には児童相談所を、低年齢の子どもに関する相談者には幼児教育センターを、それぞれ紹介し効果が見られた。
- 人権オンブズパーソンとの連携はなく、人権侵害事例は児童相談所に紹介している。
- 不登校のための相談会・進路情報説明会は、高校、フリースクール、ハローワーク参加のもと教育委員会とNPO法人との協働で運営している。また、進路等の個別相談では全体会の後に関係各機関がブースを作って対応している。

【課題】

- (1) パンフレット等のルビ付けやひらがな表記、校長会に出席して説明する等の幅広い広報が予定されている。特に学校との連携を深めていく中で広報を行うことを課題としている。また、アクセス手段の拡大としてメール相談を開始したが、今後メール相談を周知するための説明会の実施とともに体制の構築が課題である。
- (2) 相談を受ける職員は、学校の管理職経験者もしくは臨床心理士以外、他の専門領域を持つ職員の募集は予定されておらず、相談員の職種が限られている。そのため不登校の児童生徒を支援しているNPO団体等からの幅広い人材活用が求められる。
- (3) 不登校の子どもについては、子どもの最善の利益を確保するため、今後もフリースクール、フリースペース、医療機関、福祉支援窓口等必要に応じて、より幅の広い連携が必要である。そして、家庭や学校等において子どもの人権が侵害されていると疑われる場合、人権オンブズパーソンとの連携が必要であり、今後どのようなケースにつないでいくのか検討していくことが課題である。